

JIS

自動車用語 —

自動車の寸法、質量、荷重及び性能

JIS D 0102⁻¹⁹⁹⁶

(2006 確認)

平成 8 年 1 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 39.12.1 改正：平成 8.1.1

官報公示：平成 8.1.4

原案作成協力者：社団法人 自動車技術会

審議部会：日本工業標準調査会 自動車・航空部会（部会長 金原 淑郎）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部機械規格課（〒100 東京都千代田区霞が関 1 丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

自動車用語 — 自動車の寸法、質量、荷重及び性能

D O102-1996

Road vehicles—
Dimensions, masses, weights and performances—Vocabulary

1. 適用範囲 この規格は、路上走行自動車の寸法、質量、荷重及び性能に関する用語(以下、用語という。)並びにその定義について規定する。ただし、二輪自動車に関するものを除く。

備考1. この規格の引用規格を、次に示す。

ISO 612 Road vehicles—Dimensions of motor vehicles and towed vehicles—Terms and definitions

2. この規格の対応国際規格を、次に示す。

ISO 612 Road vehicles—Dimensions of motor vehicles and towed vehicles—Terms and definitions

ISO 1176 Road vehicles—Masses—Vocabulary and codes

2. 分類 用語は、次の4分類に分ける。

- (1) 基礎となる用語
- (2) 寸法に関する用語
- (3) 質量・荷重に関する用語
- (4) 性能に関する用語

3. 用語及び定義 用語及び定義は、次のとおりとする。

なお、参考のために単位記号、慣用語及び対応外国語を示す。

備考1. 寸法、質量及び荷重に関する用語は、特記しない限り、水平面において直進姿勢で静止した状態の自動車についていう。

また、寸法は、特記しない限り、空車状態のものについていう。

- 2. 用語の一部に、“()”を付けてあるものは、この“()”の中の用字を含めた用語と、“()”の中の用字を省略した用語との二通りの用語を用いてよいことを示しているが、“()”の中の用字を含めた用語を優先する。
- 3. 用語の読みが紛らわしいものについては、用語の下に“[]”を付けて読みを示す。
- 4. 慣用語は、従来、使用してきたが、今後は廃止したい用語である。
- 5. 対応外国語欄で、太字で示したものは、対応国際規格で定めた用語である。

また、特に区別しないものは、米英共通に使用しているものである。